**小城フットパスクラブ　規約（案）**

（名称及び事務局）

1. この会は、「小城フットパスクラブ」（以下本会という。）と称し

事務所は、佐賀県小城市三日月的久米１７２９-８　に置く。

（目的）

1. 小城市内でのフットパス事業を通し、地域に残る素晴らしい景観を歩きながら楽しみ、新しい地域活動として充実させることで小城の潜在的な魅力を発信する。また自然環境の保全や人びとの健康増進の観点から、快適に歩ける道路（散策路）の整備を行い活力に満ちた地域社会を実現することを目的とする。

（事業）

1. この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
2. フットパス活動の実践・支援・普及育成
3. フットパスの調査・開発・整備・情報提供
4. フットパス環境の保全再生
5. フットパスを通じた地域間交流

（会員）

1. この会は活動の推進と支援のため、個人・団体と広く会員を募集する。
2. この会の目的に賛同し、その事業に協力するために入会した個人、団体とする。

（入会）

1. この会への入会は、入会届を提出し会の目的、事業を理解し承認を得ること。

（会費）

1. 会員は、別に定める会費を納めなければならない。

（役員種別及び定数）

1. 本会には、次の世話人及び監事を置く。

（1）世話人　　　５名以上１０名以内

（2）監事　　　　１名以上２名以内

2　世話人のうち１名を代表世話人とする。

（選任）

1. 世話人は、総会において会員の中から選任する。

2代表世話人は世話人の互選とする

（職務）

第9条　代表世話人は、本会を代表し会務を総括する。

　　　2世話人は、世話人会を構成し、本会の定め及び総会又は世話人会の議決に基ずき、

会務を執行する。

　　　3監事は、本会の業務及び会計に関する次の職務を行う。

（1）本会の会計の状況を監査する。

（2）世話人の業務遂行の状況を監査する。

（3）監査の内容に擬義のあるときに、世話人会または総会を招集する。

（任期）

第10条　本会の世話人の任期は２年とし再任を妨げない。

（報酬）

第11条　世話人は無報酬とする。

（会議）

第12条　本会の会議は、総会及び世話人会として、総会は通常総会及び臨時総会とする。

（構成）

第13条　総会は全会員をもって構成する。

　　　2　世話人会は、世話人をもつて構成する。

（権能）

第14条　総会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を審議し決議する。

　　　2　世話人会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

1. 総会に付議すべき事項
2. 総会で議決した事項の執行に関する事項
3. その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（開催）

第15条　通常総会は年度１回以上開催する。

　　　2　臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。

1. 世話人会が必要と認めたとき。
2. 世話人総数の5分の1以上又は監事から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があつたとき。

　　　3　世話人会は、次に掲げる事由により開催する。

1. 代表世話人が必要と認めたとき。
2. 世話人総数の３分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があつたとき。

（招集）

第16条　総会及び世話人会は、代表世話人が招集する。

（議長）

第17条　総会及び世話人会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。

（定足数）

第18条　総会及び世話人会は、構成員総数の過半数の出席で成立とする。

（議決）

第19条　総会及び世話人会における議決事項は、あらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので出席した構成員の3分の2以上の同意があったときは、この限りではない。

　　　2　総会及び世話人会の議事は、この規約に規定するもののほかは、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

（書面表決等）

第20条　やむを得ない理由で総会及び世話人会に出席出来ない構成員は、予め通知した事項について、書面で表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することが出来る。

　　　2　前項の規定により表決した構成員は、前2の規定の適用について出席したものとする。

　　　3　議決事項について特別の利害関係を有する構成員は、当該事項について表決権を行使できない。

（議事録）

第21条　総会の議事については

1. 日時及び場所
2. 構成員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合はその数を付記する）
3. 審議事項
4. 議事の経過概要及び議決結果
5. 議事録署名人の選出に関する事項

　　　2　議事録には、議長及び総会のおいて選出された議事録署名人2名が記名押印しなければならない。

（事業年度）

第22条　本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第23条　本会の事業計画及びこれに伴う収支予算書は、代表世話人が編成し、総会の議決を経なければならない。

（事業報告及び収支決算）

第24条　本会の事業報告書及び収支計算書は代表世話人が作成し,監事の意見の意見を付け総会の承認を受けなければならない。

（規約の変更）

第25条　この規約の変更は、総会で会員出席者の３分の2以上の議決を経なければならない。

付記　　この規約は平成30年　　　月　　　日より施行する。